

6/6 三、五

岸田文雄政権が入管法改悪案を参院法務委員会で採決を強行する動きを強めています。改悪案は、国連などから人権侵害の厳しく批判されている現行人管法の弊害を全く改めず、外国人の命を危険にさらす重大な内容です。さらに参院審議では、法案の根幹を握るがす問題が次々表面化しています。

入管法改悪案

主張

廻しのつかない事態を招いひれば絶対にあつてはなりません。しかし、難題に重大な不備があつたのが参院での審議で浮き彫りになつました。日本の離島認定率が低いのは申請者の仕業といんじ難民からこなしためだといふ政府の主張が崩れたのです。政府が根

の「『愚民とくらむる』」がで
きな」と述べ、政府はその発言
を繰り返し使つてきました。
しかし審査件数が柳瀬庄に集
中つてしまふことが明らかとなり、
適正な審査が行われなくなること
う疑惑が浮上しました。難民審査
委員会は現在、学者や弁護士の一
方達だけ大層の審査件数を取
扱いに処理する」と特別に担当
「難民審査」の仕事をやめさせました。
政府の「難民審査」とあるま
りにかけ離れた話です。

国際法上の難民を難民と認めず、原則収容主義で外国人を非人間的に扱う難民入管行政を大本から廢止しなければなりません。21年に國民の批判で廢案になった案とほとんじて変わらない改悪案を再び廢案に追い込みましょう。世論と運動をさらに広げましょう。

入管法は、日本からの退去が確定したのに、母国への送還を拒む「差戻難民者」が申請を繰り返してくることを問題視します。しかし、3回目の申請で難民に認められ、助ける(?)在留登録の発給(2回目)された人も過去にいる。母國に送還されれば、死刑になる場合もあります。認定判断を間違ひ、取り扱いしたのは、入管庁の審査で不認定とされた人の不服申し立てを審査する「難民審査委員会」の一

11人います。柳灘氏が全体の研究件数の約4分の一、年1,000件超を審査する年がある一方、わずか数件しか審査しない参考國がいました。異様な偏りです。

柳灘氏が行つたとする内閣審査数も多すぎるところ、疑問の声がありました。認識を問われた高

力を合わせ追い込もう

力を合わせ追い込もう

の詔勅令で一度審査可能と述べたものの、その日の夜「不可能」の旨に更迭があったと訂正しあつた。柳瀬氏の発言の趣旨も、う性は大きく揺らいでいます。審査だけて大量の審査件数を迅速に処理する」とを特別に掲げ、「臨時政」の存在がかかるとしました。政府のこう「慎重な審査」とあるまことにかけ離れた姿です。

国際法上の難民を難民と認めず、原則収容主義で外国人を非人間的に扱う難民入管行政を大本から廢止しなければなりません。21年に國民の批判で廢案になった案とほとんじて変わらない改悪案を再び廢案に追い込みましょう。世論と運動をさらに広げましょう。